

南城市公共施設等に関する民間提案制度運用指針

1 趣旨

南城市では、公共施設等を経営的視点で捉え、資産とその環境を自治体経営にとって最適な状態（最小の経費で最大の効果）にすることを目的とした公共ファシリティマネジメントを推進しております。

本指針は、公共ファシリティマネジメント施策に欠かすことのできない公民連携を推進するため、民間事業者からの提案を受け付け事業化に向けて検討する制度について必要な事項を定めるものです。

2 制度概要

南城市公共施設等に関する民間提案制度は、民間事業者から本市が保有する公共施設等に関する提案を求め、本市の公共ファシリティマネジメント施策に大きく貢献する提案を選定し、民間事業者と本市との協議を経て事業化を図るものです。

提案内容を知的財産として取り扱い、事業化が決定した場合、提案者との随意契約を前提としています。ただし、事業化が決定した場合においても、予算案件等が議会で承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合には、本件の事業実施は見送りとなります。

3 提案募集の対象・条件・区分

(1) 対象

提案の対象とする公共施設等とは、本市が所有する又は管理する土地、建物、構築物、設備及び車両等。

(2) 条件

(ア) 市民や利用者の満足度、又は行財政の生産性の向上につながる提案であること。

(イ) 原則として、新たな財政負担が生じない提案であること。ただし、数年後に投資回収ができる見込みが立つ提案、提案事業のリターンが大きくなることが見込める提案等は、事業化に向けて検討します。

(3) 区分

(ア) テーマ自由型：本市の公共施設等に対する民間事業者の自由な提案。

(イ) テーマ設定型：南城市が積極的に提案を受けたい公共施設等に関する提案。

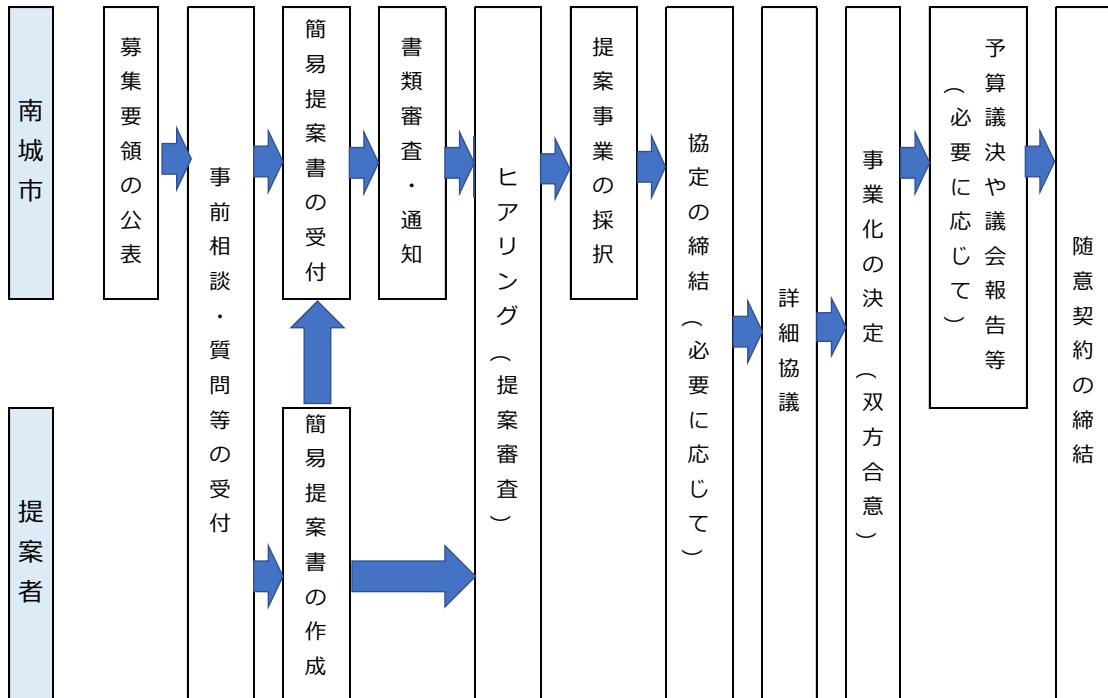
4. 手続きの流れ

(1) 基本スケジュール

令和〇年〇月	募集要領の公表
令和〇年〇月～〇月	事前相談・質問等の受付
令和〇年〇月	簡易提案書等の受付
令和〇年〇月	書類審査・審査結果の通知
令和〇年〇月	ヒアリング審査・審査結果の通知
令和〇年〇月～	詳細協議・事業化の決定

※事前相談や詳細協議については、十分な期間を設けることとします。

(2) 手続きのイメージ図



(3) 事前相談・質問等の受付

事前相談や質問を希望する場合は、事前相談・質問用紙（様式1）に内容を記載し、電子メールにて事務局へ提出して下さい。事前相談の日程や質問に対する回答を質問者個別に連絡します。

(4) 簡易提案書等の受付

公共施設等に関する提案を行う場合は、簡易提案書（様式2）、会社概要説明書（様式3）、業務経歴書（様式4）、業務実施体制（様式5）、誓約書（様式6）を電子メールにて事務局へ提出して下さい。

(5) 書類審査

提出していただいた簡易提案書等を、提案募集の対象や条件等を満たしているか事務局において審査し、結果を電子メールにて通知します。なお、書類審査を通過した事業者については、ヒアリング審査の日程等をも併せて通知します。

(6) 審査委員会の設置

本市が設置する南城市公共施設等に関する民間提案制度審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）において、民間事業者からのヒアリングを基に、提案事業について審査し採否を決定します。（※提案事業の採否は、詳細協議を行うか否かを決めるのもので、事業化を決定するものではありません）

審査委員会は、原則として提案内容に関連する本市各部署の長で構成します。ただし、必要に応じて提案の対象となる施設等の関係者を含めることとします。

(7) 提案審査の視点

提案審査は、次の項目・視点等をふまえ、提案内容ごとに行うこととします。

(ア) 市民や利用者の満足度、又は行財政の生産性の向上につながる提案となっているか

(イ) 地域の雇用創出や経済等の活性化が図られるか

(8) 結果通知

ヒアリング結果の概要（採否及びその理由）については市のホームページにて公表します。※提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表しません。

4. 提案事業採択後の手続き

採択した提案について、当該提案を行った民間事業者と必要に応じて協定締結し、事業化に向けた詳細協議を行います。なお、協議が整わない場合は、事業化を見送ることとなります。

事業化決定後、諸条件（議会の議決など）が整い次第、契約締結の手続きを行います。

5. 提案者資格

提案を行うことができる者は、提案内容を実行する意思と能力を有する民間事業者（営利を主な目的として活動する企業や団体等。ジョイントベンチャーや共同事業者体による場合も含む）とします。ただし、次のいずれかに該当する者は提案することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- (3) 南城市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (4) 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けている者。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

6. 留意点

(1) 費用負担について

提案や協議に要する全ての費用は、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者は、市が設置する審査委員会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。

(3) 特許権等の侵害防止

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

(4) 情報公開

南城市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

(5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(ア) 本要領に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(6) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、辞退届書（様式7）を提出すること。

(7) 不測の事態への対応

本指針に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。契約締結後、事業者は、責任をもって提案内容の当該事業を履行することとします。

附 則

この指針は、令和2年1月28日から施行します。

(様式1)

令和 年 月 日

南城市長 殿

所在地
商号又は団体名 ⑩
代表者氏名
電話番号

事前相談申込書

「南城市公共施設等に関する民間提案制度」の提案検討に当たり、事前相談をしたいので下記のとおり申し込みます。

記

相談希望日時 第1希望 月 日 () : ~ :

第2希望 月 日 () : ~ :

第3希望 月 日 () : ~ :

参加予定者

役職名等	氏名	備考

※事前質問がある場合は、次ページにご記入ください。

(様式1 続き)

事前質問

No.	質問事項	質問の内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(様式2)

年 月 日

南城市長 殿

所在地

商号又は団体名

印

代表者氏名

電話番号

簡易提案書

対象施設		提案事業名	
1. 提案内容			
2. 効果（市民・利用者の満足度向上、本市の行財政の生産性向上、地域経済の活性化等）			
3. 提案事業に係る収支計画			

※記入スペースが足りない場合は適宜調整してください。

(様式3)

会 社 概 要 説 明 書

法 人 名		
事務所の所在地	〒	
代表者氏名		
設立年月日	年 月 日	
法人の目的		
主な活動内容		
主な活動地域		
事業規模	年度	決算額 円 (年 月 ~ 年 月)
資金助成・委託実績		
連 絡 責任者	氏 名	
	住 所	〒
	電話・Fax	
	E-mail	

- 注) ○「事業規模」欄は、直近の事業年度における歳出金額を記入して下さい。
○「資金助成・委託実績」欄は、該当する場合に、年度、助成(委託)元、助成(委託)金額を記載して下さい。
○法人取得予定者については、見込みを記入して下さい。

(様式4)

業 務 経 歴 書

法人名：

発注者	契約期間	業務名・業務内容	契約金額（税抜き）
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

注) ○本事業と同種の業務で直近の契約実績を記入すること。

○業務実績が複数の場合は、行政との契約業務を優先し、5件まで記入すること。

(様式5)

本業務に係る実施体制

法人名		
実施体制図		
実施スタッフ		
氏名	役職等	本事業における役割
		実施責任者

注) ○「実施体制図」欄は、事業実施に当たっての組織体制を記載して下さい。

○「実施スタッフ」欄は、事業に携わるスタッフについて記載して下さい。

尚、1人目は、実施責任者について記載して下さい。

(様式6)

誓約書

令和 年 月 日

南城市長 殿

住 所
法 人 名
代表者名
担当者名
電話番号
E-mail

南城市公共施設等に関する民間提案制度募集要領（以下「要領」という。）に基づき、簡易提案書ほか関係書類を提出します。なお、提出にあたり要領・法令等を遵守するとともに、提案に関する提出書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(様式7)

令和 年 月 日

南城市長 殿

住 所
法 人 名
代表者名
担当者名
電話番号
E-mail

提案辞退届出書

みだしのことにつきまして、都合により提案を辞退します

